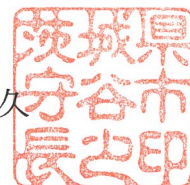


一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 ダイゼン
代表取締役 前島 聡 様

守谷市長 松丸 修久



令和5年3月17日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定により次のとおり許可する。

業務の区分	収集・運搬
許可の期間	令和5年3月23日 から 令和7年3月22日 まで
取扱一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ
営業の区域	守谷市全域
搬入先	常総環境センター 株式会社 アクトリーR&Dセンター
使用許可車両	つくば830あ2262 つくば130く・107 つくば100か8820 つくば100け・141 つくば100う・17

【許可の条件】

- この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却しなければならない。
- 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは、この許可を取り消すことがある。

【備考】

令和5年12月20日付け、一般廃棄物収集運搬業変更届に伴い使用車両が変更及び追加されたため、再交付したものである。